

# 第48回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinみえ ～

## みて 感じて 語ろう 未来を！

期間：2015年 8月 21日（金）～ 23日（日）

会場：鈴鹿医療科学大学白子キャンパス

日本は2014年1月20日に障害者権利条約を批准しました。同条約は締約国に、福祉、教育、雇用、地域生活、政治参加などさまざまな分野で、障害のある人に障害のない人と同等の権利を保障することを求めています。

同条約の批准により、さまざまな法改正や整備が進んでおり、今後見直しを予定している地域生活支援事業や、来年4月に施行される障害者差別解消法による「合理的配慮の提供」における聴覚障害者への情報保障を十分に確立させるため、私たちはさらなる運動を展開していかなければなりません。

また、改正障害者基本法により手話が言語として認められ、鳥取県や北海道石狩市、三重県松阪市など全国各地で手話言語条例の制定が進んでおり、国へ手話言語法の制定を求めて「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」採択運動が全国で展開されました。

このように情勢が刻々と変化し重要な局面を迎えている今、本集会は、これまでの夏の集会と冬の討論集会を統合し、4つの講座と8つの分科会の形式で、新たにスタートします。

本集会を開催する三重県は日本のほぼ中央に位置し、鈴鹿山脈や熊野三千六百峰など美しい山岳や、風光明媚なリアス式海岸が続く豊かな自然に恵まれ、伊勢神宮や世界遺産の熊野古道伊勢路、俳聖松尾芭蕉（まつおばしょう）や国学者本居宣長（もとおり のりなが）の生誕地、さらには伊賀流忍術の発祥地など、素晴らしい歴史文化を有しており、古くから「美し国」（うましくに）とも呼ばれてきました。また伊勢海老や鮑、牡蠣など食の宝庫でも知られており、「御食つ国」（みけつくに）とも呼ばれてきました。

この「美し国」で、「みて 感じて 語ろう 未来を！」のテーマのもとで、大いに学び議論し仲間の連帯を築き、さらなる活動の原動力へと発展させましょう。

本集会が参加者にとって有意義なものとなるよう、みんなの力で作りあげていきましょう！

主催：一般財団法人全日本ろうあ連盟／一般社団法人全国手話通訳問題研究会

主管：一般社団法人三重県聴覚障害者協会／三重県手話通訳問題研究会

後援：内閣府／厚生労働省／文部科学省／三重県／鈴鹿市／三重県教育委員会／鈴鹿市教育委員会／社会福祉法人三重県社会福祉協議会／社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会／三重県共同募金会／三重県難聴・中途失聴者協会／中日新聞社／朝日新聞社／毎日新聞津支局／NHK津放送局／三重テレビ放送

協力：三重県手話サークル連絡協議会／鈴鹿市聴覚障害者協会／鈴鹿市手話サークルとちの実

<事務局> 〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131

（一社）三重県聴覚障害者協会気付 「第48回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinみえ～」実行委員会

TEL：059-229-8540 FAX：059-223-4330

E-mail：2015mie.zentsuken@gmail.com

ブログURL：http://deafmie.cocolog-nifty.com/



E-mail



ブログURL

## 【日程】

830	930	1130	1300	1400	1650	1800	1830	
21日 (金)	合同定例会	司会者会議 講壇打ち合わせ	受付	開会式 特別講演・記念講演	移動	受付	交流 パーティー	
830	900	930	1130	1230	1430	1445	1645	
22日 (土)	受付	講座Ⅰ 分科会	昼食	講座Ⅱ 分科会	休憩	講座Ⅲ 分科会	休憩	諸会議
830	900	1100	1130	1300				
23日 (日)	受付	講座Ⅳ 分科会	移動	閉会 集会				

【開会式】 日時：2015年 8月 21日(金) 14:00～14:45  
 会場：鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス 大ホール  
 (三重県鈴鹿市南玉垣町3500-3)

【特別講演】 日時：2015年 8月 21日(金) 14:55～15:15  
 会場：鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス 大ホール  
 「聴覚障害者に関する国政の現状」 (厚生労働省)

【記念講演】 日時：2015年 8月 21日(金) 15:20～16:50  
 会場：鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス 大ホール  
 テーマ：「村岡花子と赤毛のアンの世界」

講師：村岡 恵理 (むらおか えり) 氏



### ～ 講師プロフィール ～

村岡 恵理 (むらおか えり)  
 1967年生まれ。作家。翻訳家村岡花子の孫。

東洋英和女学院高等部、成城大学文芸学部卒業後、雑誌の記者として活動。2008年、『アンのかご 村岡花子の生涯』を上梓。

本著が、2014年前期のNHK連続ドラマ「花子とアン」の原案となる。

絵本『アンを抱きしめて』（絵 わたせせいぞう NHK出版）、編著に「村岡花子と『赤毛のアン』の世界」（河出書房新社）など多数。日経ビジネスアソシエにエッセイを連載中。

【交流パーティー】 日 時：2015年 8月 21日（金）18：30～20：30

会 場：ホテルグリーンパーク津

参加費：8,000円

※交流パーティーの会場は、2会場に分かれます。

会場の振り分けについては実行委員会にご一任いただきますようお願いいたします。

【こども企画】 日 時：2015年 8月 21日（金）～23日（日）

場 所：四日市市少年自然の家

（三重県四日市市水沢町字大谷1423-2）

参加費：10,000円

【閉会集会】 日 時：2015年 8月 23日（日）11：30～13：00

会 場：鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス 大ホール

## 【講座内容】

### 第1講座 <お伊勢さん～おかげさまの心とまちづくり～>

伊勢のまちは、約1300年前から定められた20年に1度の遷宮を契機に活気に溢れます。遷宮のためのご用材を運ぶお木曳き、神様からおかげ（恩恵）をもらうおかげ参り。それをおかげさまの心で迎えるまちを訪ねます。

- |     |  |
|-----|--|
| I   | 津駅（8：30）⇒伊勢神宮外宮参拝・せんぐう館見学⇒昼食（てこね寿司）⇒伊勢神宮内宮参拝・おはらいまち、おかげ横丁散策⇒津駅（17：00）                              |
| II  | 伊勢神宮の外宮・内宮では地元の手話観光ボランティアがご案内します。神宮徴古館には祭典の関係資料や御装束神宝、歴史や参宮についての史料を展示され、神宮の精神文化を体感していただけます。内宮宇治橋から |
| III | 北に延びるおはらいまちとおかげ横丁では、江戸時代のおかげ参りのにぎわいを彷彿とさせられます。   |

#### 「三重の防災」

川口 淳氏（三重大学准教授）

- |    |   |
|----|---|
| IV | 伊勢神宮に古来伝わる「神宮文書」には、南海地震だったといわれる1361年の正平地震のとき、伊勢神宮では外宮の御東柱が倒れたという記述が残されています。もし、南海トラフ大地震が起きれば、伊勢志摩地域は20mを超える津波が襲うと予想されています。三重県は三重大学と連携し、「みえ防災・減災センター」を設立し、三重県内各地で防災対策に取り組んでいます。大地震等の災害に備え、私たちは何をすべきか？どのように心がけるか？私たちは何から学ぶべきなのか？・・・などについて、話していただきます。 |
|----|---|

## <注意事項>

※ 外宮、内宮駐車場の状況により、乗降場所が違う場合もありますので、当日の案内に従ってください。

※ 22日（土）のI、II、IIIにつきましては、当日の8：15に津駅東口「LAWSON（ローソン）」の前に集合してください。

※ 23日（日）のIVの会場は、鈴鹿医療科学大学白子キャンパスです。お間違えのなきようご注意ください。

<b>第2講座 &lt;入門講座 魅力ある言葉「手話」・ろうあ運動の歴史を知る・全通研が拓く未来へ&gt;</b> 手話の魅力に触れ、ろうあ運動や手話通訳活動の意義や歴史について、一緒に考え、学びましょう。	
I	<b>「全日本ろうあ連盟70年のあゆみとこれから」</b> 長谷川 芳弘氏（一般財団法人全日本ろうあ連盟 副理事長） 1947年に群馬県の本暮旅館別館（伊香保温泉）に、全国各地からろう者が集まり、全日本ろうあ連盟が結成されてから約70年。その70年は、聴覚障害者への差別をなくすための運動の歴史でした。全日本ろうあ連盟の70年間の歴史を学び、そしてこれからの運動について、一緒に考えてみましょう。
II	<b>「人生と手話の出会い」</b> 山中 光茂氏（松阪市 市長） 2014年4月、三重県松阪市で全国4例目となる手話言語条例「手と手でハートをつなぐ手話条例」が施行されました。その際、山中市長自ら「手話を使用する環境を整えて市民みんなが理解に努め、ろう者も耳が聞こえる方も同じように当たり前前の生活ができるように一緒に頑張っていきたい」と市議会に、手話で提案説明を行いました。手話に対して理解をもち、自らも手話を使ってろう者に伝えようという思いをもつ山中市長。その人生と手話の出会いを話していただきます。
III	<b>「未来へ、きわめる たかめる はたらきかける」</b> 石川 芳郎氏（一般社団法人全国手話通訳問題研究会 会長） 昨年40周年を迎えた全国手話通訳問題研究会は、「聞こえない人の暮らしを見つめ聞こえない人の暮らしから学ぶ」を運動理念にして手話や手話通訳、聴覚障害問題についての研究と運動に取り組んでいます。障害者福祉やその環境が大きく変わろうとしている今、手話通訳当事者である私たちと障害当事者であるみなさんが互いに協働し運動を高めていきましょう。
IV	<b>「手話の創作/各地の手話」</b> 青柳 美子氏（日本手話研究所 標準手話確定普及研究部 本委員） ろう者の言語である「手話」への理解は年々広がりを見せており、社会や市民への普及・啓発が進みつつあります。そして、新しい手話単語も毎年生まれています。ぜひ、みなさんも新しい手話を創作したり、全国各地の手話表現を知り、手話の魅力に触れてみませんか？
<b>第3講座 &lt;人と地域が輝く～地域づくりそしてひとづくり～&gt;</b> 人づくりや地域づくりに関わることで、その地域と人の持っている力に気づき、自分たちで地域の元気をつくっていくことが、人と地域が生き生きと輝くことにつながります。この講座では三重の輝きを取り上げます。	
I	<b>「イクメン・イクボスが家庭を変える、働き方が変わる、社会が動く」</b> 中島 伸子氏（井村屋グループ株式会社 専務取締役兼上席執行役員） 井村屋といえば、肉まん、あんまん、そしてあずきバーですが、それだけではありません。井村屋は古くから社内託児所や育児休業制度の充実など、仕事と子育ての両立ができる環境や職場づくりを推進しています。たくさんのイクメンや女性たちが井村屋という環境で、仕事と家庭を両立させながら輝いています。
II	<b>「いくつになっても元気に働く」</b> 北川 静子氏（農業法人まめや創設者） 高齢化と後継者不足にあえぐ農村は今、美味しいお米や野菜などの資源、古老が伝える知恵や加工の技の消滅の危機に瀕しています。その危機感が「自分たちが作ったものを食べてもらい、販売し、そして農村文化を伝承できるところをつくろう」と決意させ、賛同者たちと農村料理レストラン「まめや」を開店させました。強い思いが地域を再び輝かせたのです。

III	<p><b>「障害者雇用拡大の取り組み」</b>  中堀 良子氏（ブリチストーンケミテック株式会社指導員）</p> <p>ブリチストーンケミテック(株)名張製造所が常に目指してきたのは「障害のある人の個性を尊重し、その人に合わせた仕事づくり」でした。治工具の開発や改善、帳票類の改良、製品の数量管理の工夫など、障害のある人たちが自己完結できる作業の条件や環境の整備に取り組んできました。障害のある従業員が生き生きと働ける会社がそこにあります。</p>
IV	<p><b>「高校生レストランまごの店」</b>  村林 新吾氏（相可高校教諭）</p> <p>相可高校食物調理科の生徒が所属する調理クラブは、村林新吾先生の指導の下、「まごの店」を運営し、そこで生徒たちは3年間接客、調理、レストラン経営のすべてを学びます。また、地元企業と生徒が協働し、地元産の材料を使用したハンドジェルなどのコスメ商品を開発、販売するなど、地域と共に若い世代が活躍できる場や人づくりをしています。</p>
<p><b>第4講座 &lt;運動・福祉&gt;</b>  だれもが安心して住み続けられる福祉と人権の社会をつくっていくために、仲間とともに現状の課題について学び、考え、さらなる明日からの運動への第一歩を踏み出していきましょう！</p>	
I	<p><b>「手話言語法・手話言語条例」</b>  石野 富志三郎氏（一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長）</p> <p>2013年10月に鳥取県で手話言語条例が成立したのをきっかけに、石狩市、新得町、松阪市など全国各地で手話言語条例を制定、また検討中の自治体が増加しています。そして、国に手話言語法制定を求めて「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」採択運動が全国に展開されました。手話言語法・手話言語条例で私たちの生活や社会はどのように変わのでしょうか？</p>
II	<p><b>手話通訳と「つながり」創り</b>  近藤 幸一氏（一般社団法人全国手話通訳問題研究会 副会長）</p> <p>聴覚障害の困難は「人の壁」といわれます。言語的コミュニケーションが人々の社会生活にとって不可欠ということの証左でもあります。したがって、手話通訳の支援目標は聴覚障害者のくらしの改善（生存権の保障）とその土台となる言語的コミュニケーションの平等（言語権の確立を含むコミュニケーションの保障）ということになるでしょう。</p> <p>ところで、言語的コミュニケーションの重要さは人間にとって普遍的なものですから、手話通訳者が担う課題は、人と人の「つながり」創りという意味で今日的に重要な意味をもっていると思います。</p> <p>このような遠望をもった手話通訳者のはたらき方を考えます。</p>
III	<p><b>「障害者の自己決定支援」</b>  貴島 日出見氏（鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部医療福祉学科教授）</p> <p>障害者権利条約第12条には「法律の前にひとしく認められる権利」の実現が謳われています。</p> <p>特に判断能力に障がいのある人に対しては各ライフステージにおける自己決定支援が求められています。</p> <p>しかし、計画相談の仕組みが始まり地域移行の施策が進行しているにも関わらず、障がい者自身が望む生活と実際の暮らしには乖離があります。</p> <p>そこで障がい者の暮らしの中でどのような自己決定支援が求められるのかについて考えます。</p>
IV	<p><b>「手話通訳者の健康」</b>  埜田 和史氏（滋賀医科大学 社会医学講座衛生学准教授）</p> <p>「みんなであげようよりよい手話通訳」パンフが、日本の手話通訳制度にどのような役割を果たしてきたか！</p>

## 【分科会内容】

I 手話通訳者の働き方を考えます	第1・2分科会 手話通訳者の仕事
<p>我が国の手話通訳者の身分は、大きく3つに分かれます。行政等公的な機関に雇用されている者、民間の事業所に雇用されている者、行政または民間事業所のいずれかに登録されている者です。それぞれに正規職員、非正規職員、ボランティアの立場に分かれ、主に雇用されている者については、手話通訳以外の業務との兼任も広く行われています。したがって雇用先の社会的役割や使用者の考え方などによって、手話通訳以外の職務を担うという特色があります。資格についても、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、また資格がなくて働いている人もいるなどさまざま、地域によっては資格によって担う内容が異なる場合もあります。</p> <p>このような状況から、手話通訳を担う人々の「働き方」も一律ではなく「多様性」をもったものになっていて、聴覚障害者や手話通訳を必要とする人々の手話通訳に対する社会的要請の「混乱」や「わかりにくさ」を生んでいる一因となっているように思われます。事の要因は、大きく手話通訳制度の公的な基盤が整っていないことにあると思われます。</p> <p>担い手である私たちにとっても、基盤である公的な手話通訳制度づくりが一貫した課題でした。そのためには、「働き方」と関わって「専門性」や「職域」についての考え方や方法の違いを乗り越え、互いの共通理解を広げ、組織として手をつないでいくための個々の努力と活動が必要でした。</p> <p>そして、今日的にますます重要な課題でもあります。</p>	
<b>&lt;第1分科会&gt; 雇用されている手話通訳者</b>	
<b>討議の柱</b> ・手話通訳に関わるさまざまな人々の多様な実践を持ち寄ろう ・手話通訳に関わる社会的要請に responding していくための実践を考えよう ・手話通訳に関わる人々が手をつないでいくための実践を考えよう	
<b>&lt;第2分科会&gt; 登録している手話通訳者</b>	
<b>討議の柱</b> ・手話通訳に関わるさまざまな人々の多様な実践を持ち寄ろう ・手話通訳に関わる社会的要請に responding していくための実践を考えよう	

Ⅱ 暮らしとネットワークづくりを考えます	第3・4分科会 聴覚障害のある人々の暮らし
<p>障害者権利条約の批准、障害者基本法における手話の言語としての認知、相次ぐ「手話言語条例」の制定等、障害者や手話に関わる状況は大きく変化しています。また、手話通訳士合格者は累計 3,000 人以上となり、手話検定を毎年 8,000 人以上が受験するなど、聴覚障害者のコミュニケーション障壁をなくす状況がすすんでいるように見えます。</p> <p>その一方で、地域の一人ひとりの聴覚障害者の暮らしやコミュニケーションの問題はどのように変わっているのでしょうか。</p> <p>また、障害者差別解消法の施行後に見込まれる聴覚障害者の社会進出の増大に伴い、必要なコミュニケーションの量、種類、水準等は多様になることが予想されます。このような中で、地域で暮らす手話通訳者や手話サークル、手話学習者はどのように聴覚障害者の暮らしやコミュニケーション保障に関わっていけばいいのかを考えます。</p>	
<p><b>&lt;第3分科会&gt; 地域で暮らす</b></p>	
<p><b>討議の柱</b> ・地域で暮らす聴覚障害者の暮らしの中の課題 ～困難事例等～</p> <p>・聴覚障害者のコミュニケーション保障に関わる課題 ～地域で生き生きと暮らすには～</p>	
<p><b>&lt;第4分科会&gt; ネットワークづくり</b></p>	
<p><b>討議の柱</b> ・手話通訳者や手話サークル、手話学習者に新たに求められる目的と役割</p> <p>・ネットワークの構築等、新たな社会資源の誕生</p> <p>・その他、全国の各支部が取り組んでいる運動</p>	
Ⅲ 仲間づくりを考えます	第5・6分科会 仲間づくりと育ち合い
<p>地域で一人ぼっちの手話通訳者が、全国に参集したのは、1968 年に開催された第1回全国手話通訳者会議でした。一人で抱えていた「手話通訳の必要性」、「奉仕から連帯」などのさまざまな課題について議論されました。特に「手話通訳論」という新たな手話通訳理論についても発表されました。</p> <p>これを契機に集団としての組織化が重要だと認識されて、全国手話通訳問題研究会が1974年に結成しました。また、全日本ろうあ連盟としても「お願い運動から要求運動」と運動を転換させ、聴覚障害者問題を人権問題と捉え、運動がすすめられました。</p> <p>この運動を展開する中で、私たち聞こえない者と聞こえる者とが「手話」をとおしてお互いの集団の組織化に取り組みました。</p> <p>そして、この仲間としての集団は手話ブームを経る中で大きくなり、聴覚障害者の抱える問題の解決に向け、さまざまな運動を展開してきました。</p> <p>「手話」ということばを使い、「手話」を獲得するための学習を積み重ねてきました。昨今では、手話言語法（仮称）制定への動きや手話言語条例の制定が各地で加速し、「手話」に対する理解が市民にますます拡がりをみせています。その一方、「手話」の理解者の拡大と並行して手話通訳者を守る制度の確立がますます求められています。</p> <p>このように聴覚障害者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。私たちは一人では何もできないが、多くの仲間が集まることで社会を動かす原動力となります。多くの仲間がどんな方向にすすんでいけば聴覚障害者にとってより良い社会になっていくのでしょうか。</p> <p>全国からの仲間のレポート発表や議論することで、仲間づくりを考えていきます。</p>	
<p><b>&lt;第5分科会&gt; 学習会や仲間づくり</b></p>	
<p><b>討議の柱</b> ・集団形成における目的と課題</p> <p>・学習会の企画運営における課題</p>	
<p><b>&lt;第6分科会&gt; 学習や手話通訳者等の養成</b></p>	
<p><b>討議の柱</b> ・ろうあ運動と関連した手話通訳等にかかわる学習</p> <p>・手話通訳者等の養成にかかわる指導法等の課題</p>	

IV 運動づくりを考えます	第7・8分科会 政策・制度の運動課題
<p>2011年7月改正の障害者基本法は、手話を言語と位置付け、国及び地方公共団体に対し、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるように必要な施策を講じることを規定しました。</p> <p>2013年4月に施行された障害者総合支援法は、「手話通訳等」を「意思疎通支援」とし、実施主体を市町村としながら、広域派遣対応とともに都道府県事業に「派遣」事業を規定しました。また、厚生労働省は「意思疎通支援事業実施要項」及び「実施要項の解釈等について」を参考に事業実施を検討するよう通知を出しました。</p> <p>2013年6月に障害者差別解消法が可決され、2014年1月に障害者権利条約が批准されました。</p> <p>しかし、全ての市町村が、正規職員を配置した手話通訳事業を完全に行う制度の確立は実現していません。手話通訳者を雇用する手話通訳者設置事業の実施率は、2013年3月末時点で約3割です。しかも、雇用身分は約8割が非正規職員であり、不安定な労働実態は改善されていません。</p> <p>一方、登録された手話通訳者を派遣する事業の実施率は7割を超えていますが、登録基準や派遣対象、報酬額、事業運営の方法など、市町村により実施内容に格差があります。</p> <p>障害者基本法の附帯決議には、施行後3年を目途に、情報コミュニケーションに関する制度について検討を加え、法制の整備その他の必要な措置を講ずることとされています。また、障害者総合支援法には、法の施行後3年を目途として、聴覚障害者等「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」を見直すことが規定されています。今後に行われる障害者差別解消法を見据えて、手話通訳等情報・コミュニケーション保障の仕組みづくりが重要な課題となっています。</p> <p>コミュニケーションは生きる権利として聴覚障害者の基本的人権の保障、手話通訳者が安心して働ける環境の保障を実現するため、現在の福祉制度の改革に向けた研究・運動が強く求められています。</p> <p>上記のような状況を踏まえ、全国の中間のレポートをもとに以下の課題について討論します。</p>	
<p><b>&lt;第7分科会&gt; 手話通訳制度の現状や課題</b></p>	
<p><b>討議の柱</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法に伴う手話関連事業の問題点と課題について</li> <li>・手話通訳者設置事業と手話通訳者派遣事業の問題点と課題について</li> <li>・市町村事業と都道府県事業の実施状況の問題点と課題について</li> <li>・これからの手話通訳事業のあり方について</li> </ul>	
<p><b>&lt;第8分科会&gt; 全国各地でのさまざまな取り組み</b></p>	
<p><b>討議の柱</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者等の養成、認定、設置、派遣などに対する取り組み</li> <li>・各地の制度改革や政策提言の運動づくりの取り組み</li> </ul>	

## 集会参加申し込みのご案内

### ■お申し込み方法について

#### 1. 参加資格

- 主催団体の会員…講座及び分科会（参加は講座と分科会のどちらかになります）
- 主催団体に加入していない一般参加者…講座のみ

#### 2. 集会参加費

- 主催団体の会員… 6,000円
  - 一般参加者…………… 9,000円
- ※お申し込みをキャンセルされた場合、参加費の返金はできません。

#### 3. 交流パーティー、昼食申し込み費用

- 交流パーティー… 8,000円
  - 昼食弁当…………… 1,000円
- ※交流パーティー・昼食弁当・こども企画の費用につきましては、**7月30日（木）**までにキャンセルされた場合は、全額ご返金いたします。**7月31日（金）**以降にご連絡いただいた場合は、ご返金いたしかねますので、ご了承ください。



### 【昼食のご案内】

- ・ 宿泊のお申込と同時に申込書にご記入の上、お申込み下さい。尚、当日の販売は致しませんので予めご了承下さい。
  - ・ 予約確認書と引換にお渡しします。又、空箱も回収致しますので、お渡し時にお伝えする時間と場所に返却をお願いします。
  - ・ 衛生管理上、弁当への引換後、1時間以内にお召し上がりください。
  - ・ 手配先との取り決めにより、下記の取消料を申し受けます。
  - ・ お申込後の変更・取消は必ず、各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟傘下の聴覚障害者団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部、前日の16：00までにご連絡ください。当方（JTB 中部津支店）が受理した場合のみ、確定と致します。又、下記の期日にて取消の場合、取消料を申し受けます。
- | 解除の日                  | 取消料（お1人様） |
|-----------------------|-----------|
| 1. 前日16：00までの解除       | 無料        |
| 2. 上記1.以降、当日の解除および無連絡 | 代金の100%   |

## 4. 参加申し込み方法

- (1) 第1講座、ホテル宿泊希望の方は先行申込書（別刷）にて5月25日～6月6日までにJTB中部津支店までFAX（059-224-9831）にてお申し込みください。6月12日（金）までに決定連絡をいたします。
- (2) 「参加申込書（個人用A）」・「参加申込書（個人用B）」に記入し、諸費用を添えて、6月19日（金）までに各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟傘下の聴覚障害者団体または（一社）全国手話通訳問題研究会支部にお申し込みください。個人による開催地への直接の申し込みは固くお断りいたします。
- (3) 住所や氏名、連絡先は、はっきりと分かりやすくお書きください。なお、各講座、各分科会とも、お申し込み多数の場合は、第2希望に変更させていただくことがあります。

## 5. 各都道府県の（一財）全日本ろうあ連盟傘下の聴覚障害者団体及び（一社）全国手話通訳問題研究会支部責任者の方へ

- (1) 参加申込書をお取りまとめの上、総括申込書（後日送付いたします）に記入し、6月26日（金）までに、JTB中部津支店宛（連絡先は15頁参照）にご送付ください。「参加費等の費用」は申込書受領後、JTB中部津支店より請求書が送付されますので、銀行振込みにてご送金ください。なお、「参加申込書（団体集計用）」は貴団体でコピーし、お控えとしてお持ちください。
  - (2) 宿泊をツインで申し込まれた場合、同室者の氏名を「参加申込書（団体集計用）」にもご記入ください。
- ※ご登録いただきました個人情報に関しまして、（株）JTB 中部は今回の研究集会に係わる目的以外では利用しません。個人情報の管理には当社個人情報保護方針に基づき、適切な体制で臨んでおります。FAX 到着後の個人情報の管理には充分注意をしておりますが、FAX を送信される際は、くれぐれも誤送信等、ご注意ください。又、お手数ですが、FAX の着信確認のご連絡をお願い致します。今回のパーティー・弁当に係わる契約は、JTB 中部津支店との手配契約となります。

## ■第1講座について

### 1. 参加費

集会参加費とは別に、7,000円の費用が必要です。※ただし、22日の昼食代が含まれますので、別途申し込みは不要です。

### 2. 定員

- (1) 第1講座の定員は90名です。定員に達した場合は抽選とし、6月12日（金）までに決定通知をFAXで各個人に送ります。
- (2) 集合時間・場所 8月22日（土） 8：15 津駅（JR・近鉄線）東口のLAWSON（ローソン）前  
到着予定時間 8月22日（土） 17：00 津駅（JR・近鉄線）

## ■駐車場について

鈴鹿医療科学大学白子キャンパス構内駐車場は250台駐車可能ですが、もし駐車場で事故や盗難があっても実行委員会は一切の責任を負いません。できる限り、公共交通機関のご利用をお願いします。

## ■こども企画について

---

### 1. 参加資格

保護者が集会に参加している小中学生が対象です。8月21日の受付開始から8月23日の集会終了まで、保護者とは全く別の行動となります。人数分のこども企画参加費を添えてお申し込みください。

### 2. 参加費

1人あたり…10,000円（傷害保険料等含む） ※集会参加費は不要です

### 3. 申込方法

参加申込書の該当欄に記入し、参加費等と合わせて各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部にお申し込みください。

### 4. 集合日時、場所

8月21日（金）13：00 総合受付（鈴鹿医療科学大学白子キャンパス内）

### 5. その他

定員（20名）に達した場合は、締め切らせていただきます。但し、10名未満の場合は中止とさせていただきます。

特別な配慮が必要なお子様については、事前に実行委員会にご連絡をお願いいたします。実行委員会にて検討後、詳細は申込者に送付します。

## ■保育について

---

### 1. 対象年齢

対象年齢は3歳から就学前（集会当日現在）までのお子様です。

### 2. 保育料

1人1日あたり… 500円（傷害保険料等含む）

### 3. 保育時間

開会式、特別講演、記念講演、講座、分科会、閉会集会の時間帯だけです。

8月21日（金）は13：00～17：00、22日（土）は9：00～17：00、23日（日）は8：30～13：00です。22日（土）は昼食時にはお子様をお引き取りください。

### 4. 申込方法

参加申込書の該当欄に記入し、参加費等と合わせて各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部にお申し込みください。当日の申し込みはお受けできません。

### 5. その他

保育申込がなかった場合、保育コーナーは設けません。

お子様の飲み物は各自ご持参ください。

## ■情報保障について

---

### 1. 情報保障

講座には情報保障者（手話通訳、要約筆記、盲ろう通訳・介助）を配置します。

分科会の情報保障者は手話通訳を配置します。（その他は相談）

### 2. 申込方法

参加申込書に、必要な情報保障の手段（手話通訳、要約筆記、盲ろう通訳・介助）を記入してください。

## ■書籍販売について

---

### 1. 申込方法

各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部が出版・制作・著作・編集及び監修した出版物及びビデオ等の販売を希望する場合、申込書（書式は自由「1：書籍名、2：発行者名、3：責任者の住所・氏名・連絡先を必ずご記入のこと」）を添えて、2015年6月19日（金）までに集会実行委員会宛にお送りください。

会員等の自主出版物の販売を希望する場合は、各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部にご相談ください。※申し込み数により、会場の販売スペース等の調整をしますので、ご了解ください。

## 2. 販売方法

集会当日の書籍等の販売・管理は、各申込者に責任を持っていただきます。実行委員会では販売要員は用意しません。なお、販売物は当日持込みをしてください。実行委員会ではお預かりしません。

## ■レポートについて

### 1. 提出締切

2015年6月19日（金）までに、各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部にご提出ください。

各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部は、集約したレポートを2015年6月26日（金）までに、下記のメールアドレスに電子データでお送りください。印刷の都合上、締め切り厳守をお願いします。

### 2. 提出にあたっての注意事項

レポートは、個人名、事業所名だけでは提出できません。必ず各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部を記入してください。

電子データで保存しますので、レポートはWord（ワード）等で作成し、できればPDFに変換してお送りいただくようお願いします。

レポート送付先 E-mail : [NRASLI@zentsuken.net](mailto:NRASLI@zentsuken.net)

一般社団法人全国手話通訳問題研究会「サマーフォーラムレポート」係  
(〒602-0901 京都市上京区室町通今出川下ル 繊維会館内)

## 地域で、集団で、レポートづくりを

### 1) さまざまな実践の取り組みをレポートに

レポート作成にあたって、これまでの実践や活動などの取り組みの記録を振り返りながら、集団的に話し合うことが大切です。

サマーフォーラムを日々の学習や活動の節目と位置づけ、全国各地の仲間との学習、交流を通して、今後の取り組みの方向性を明らかにしていきましょう。

### 2) 集団的レポートづくりを

レポートをまとめる際、集団の目を通したレポートづくりに努力しましょう。一つひとつの事実がどのような意味を待っているのかなど、みんなで話し合いながら、自分たちの取り組みをまとめてみましょう。

### 3) 継続したレポートの発表も

分科会では討論の最後に、次の集会までに取り組む課題を確認し合います。確認された課題がどのように取り組まれたかは、大いに期待されています。

### 4) 話し合いたいことをわかりやすくまとめて

レポート発表の時間は限られています。討論したいことが参加者に分かるように、分かりやすく、的確にまとめてください。

## レポート作成にあたって

### 1) 発表レポートは「レポート集」に掲載します

十分な分科会討論がされるためには、参加者が事前にレポートを読んできておくことが大切です。発表者の話も分かりやすく、スムーズに討論も進みます。そのため、分科会では、集会参加者全員に配布する「レポート集」を作成しています。

レポートは電子データで保存する関係で、Word（ワード）等で作成願います。作成したレポートは、2015年6月19日（金）までに各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部に提出してください。締切日は厳守してください。当日のレポート持ち込みはできません。

### 2) レポート作成は所定の書式で

レポートは、下記書式で作成してください。枚数は原則として2枚以内とします。届いたものをそのまま印刷しますので、できるだけPDFに変換して提出してください。

・サイズ…A4縦、横書き

- ・ 四辺の余白…上下各25mm、左右各20mm
- ・ 1枚あたりの字数…35字×40行=1,400字（1段組）
- ・ 本文の文字種は「明朝体」、文字サイズは「11ポイント」
- ・ タイトル、レポート作成者とその所属（聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部）の記載は、5行分使用するものとする。
- ・ レポートには、作成者が所属する聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部名を、明記する。
- ・ 事業所や個人の取り組みをレポートとして提出する場合も、作成者が所属する聴覚障害者団体または全通研支部名を明記する。
- ・ レポートは、必ず各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部を通して、提出する。
- ・ 各都道府県聴覚障害者団体または全国手話通訳問題研究会支部は、『レポート提出票』を添えて提出する。

※レポート提出票（発表分科会名/レポートタイトル/所属団体及び発表者名/必要機材/特記事項（発表の順番等の希望）を記入したもの

### 3) レポートに対する「補足資料」の当日配布について

- ・ 提出レポートに対する「補足資料」の当日配布は認めています。
- ・ 「補足資料」を配布するときは、分科会司会者に3部と本部控え2部（全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会用）の計5部を提出して、司会者の許可を得て配布してください。
- ・ 「補足資料」は、当該分科会の参加者数分を準備して持参してください（分科会ごとの参加者数については、レポート集と合わせてお送りします）。
- ・ なお、「補足資料」も電子データで保存しますので、電子データを実行委員会にメールで送ってください。パワーポイントで作成したものも含まれます。
- ・ 集会当日の印刷等は、会場ではできません。

### 4) 視聴覚機材の利用申し込みについて

ビデオ、プロジェクター等の機器利用希望は、レポート提出時に『レポート提出票』にその旨を明記し、申し込んでください（準備できない場合もありますので、ご了承ください。また、パソコンについては、各自持参してください）。

## ■分科会報告書

報告書をご希望の方は、当日、講座および分科会会場でお申し込みください（1部1,000円送料含む）。

<実行委員会連絡先> 514-0003 三重県津市桜橋2丁目131

(一社) 三重県聴覚障害者協会気付

「第48回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムinみえ～」実行委員会

TEL 059-229-8540 FAX 059-223-4330

E-mail 2015miezentsuken@gmail.com

## 第48回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムinみえ～ 宿泊のご案内

### ■ごあいさつ■

謹啓 皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度「第48回全国手話通訳問題研究集会in三重」が三重県にて開催の運びとなりましたことを心より歓迎申し上げます。ご参加になられます皆様方の便宜を図る為、集會事務局様のご了承を得まして、宿泊の申込受付等々を株式会社JTB中部 津支店にてお手伝いさせて頂くことになりました。集會の成功をお祈りいたしますとともに、皆様方にご満足頂けますよう誠心誠意努力いたす所でございます。皆様方のお申込みを心よりお待ちしております。

敬具

JTB中部 津支店長 小島 健治

### 1. ホテルのご案内

宿泊設定日：平成27年8月20日（木）・21日（金）・22日（土）

地 区	地区申込記号	ホテル記号	客室タイプ	ホテル	交通アクセス等	料金（税込）
近鉄四日市駅付近	ア	①	シングル	四日市シティホテル	私鉄近鉄四日市駅北出口より徒歩約1分	7,900
		②	シングル	シティホテル アネックス	私鉄近鉄四日市駅南改札東出口より徒歩約3分	7,700
		③	シングル	プラトンホテル四日市	私鉄近鉄名古屋線四日市駅北出口より徒歩約2分	8,000
近鉄平田町駅付近	イ	①	シングル	ハイシティセレンテ	近鉄鈴鹿線平田町駅より徒歩3分	8,800
		①	ツイン			8,800
		②	シングル	ホテルルートイン鈴鹿	近鉄鈴鹿線平田町駅より徒歩7分	8,100
		②	ツイン			8,100
		③	シングル	鈴鹿セントラルホテル	近鉄鈴鹿線平田町駅より徒歩7分	9,500
		③	ツイン			8,800
亀山IC付近	ウ	①	シングル	ホテルルートイン亀山インター	東名阪道亀山ICより車1分	7,400
		①	ツイン			7,400
		②	シングル	ホテルルートイン第2亀山インター	東名阪道亀山ICより車1分	7,900
		②	ツイン			7,900
		③	シングル	カンデオホテルズ亀山	東名阪道亀山ICより車5分	7,900
JR亀山駅付近	エ	①	シングル	亀山ストーリーホテル	東名阪道亀山ICより車10分	9,000
近鉄白子駅付近	オ	①	シングル	ホテルグリーンパーク鈴鹿	近鉄白子駅より徒歩7分	9,500
		②	シングル	コンフォートホテル鈴鹿	近鉄白子駅より徒歩3分	8,200
JR・近鉄津駅付近	カ	①	シングル	ホテルサンルート津	JR・近鉄津駅より徒歩3分	8,600
		②	シングル	ホテルグリーンパーク津	JR・近鉄津駅より徒歩1分	10,300
		②	ツイン			9,800
		③	シングル	ホテルルートイン津	JR・近鉄津駅より徒歩5分	7,600
		③	ツイン			7,600
		④	シングル	ホテルエコノ津駅前	JR・近鉄津駅より徒歩2分	7,500
		⑤	シングル	ホテル ザ・グランコート津西	JR・近鉄津駅より徒歩3分	7,300
⑥	シングル	天然温泉けやきの湯 ドーミン津	JR・近鉄津駅より徒歩3分	17,000		
津市中心部	キ	①	シングル	津都ホテル	JR・近鉄津駅より路線バス10分	15,500

## 【ご案内】

- ・旅行(宿泊)代金は1名様・1泊朝食付の料金で、諸税・サービス料金を含んでおります。
- ・**食事が不要の場合でも特別設定料金の為、ご返金は致しかねます。**
- ・ツインの旅行代金は、ツインルームを2名様でご利用の場合、お一人様あたりの料金です。
- ・定員数は、シングルルーム・1名様、ツインルーム・2名様です。
- ・プラン毎の申込受付とさせていただきます。宿泊先の決定は、後日お送りする予約確認書にてご確認をお願い致します。
- ・お申込みの際は地区・ホテル名・部屋タイプを第2希望・第3希望までご記入ください。
- ・個人勘定及びこれに伴うサービス料金(宿泊費以外の利用料)と諸税は、各自ご清算願います。
- ・最少催行人員1名以上。
- ・上記、宿泊プランに添乗員は同行しません。チェックインの手続きはお客様ご自身で行ってください。

## 2. お申込み、お支払い方法

- 1) 第1希望のホテルが手配できない場合、第2、第3希望のホテルとなります。第2、第3希望も満室の場合は当社より個別にご相談させていただきます。
- 2) お申込み締め切り後、**8月6日(木)まで**に「宿泊券」を申込者へ郵送いたします
- 3) 宿泊当日は、ホテルロビーにて「宿泊券」をご提示ください。  
※「請求書は各都道府県(一財)全日本ろうあ連盟傘下の聴覚障害者団体・(一社)全国手話通訳問題研究会支部へ郵送いたします。各団体のご担当者様は請求書に記載されている所定の期日までに所定の口座に代金をお振込ください。

## 3. お申込み締め切り

**6月6日(土)まで**

別刷りの先行申込用紙に必要事項をご記入の上、JTB中部 津支店 (FAX: 059-224-9831) へFAXにてお申込みください。

## 4. 取消料・変更について

	契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	1) 6日目にあたる日以前の解除	無料
	2) 5日目にあたる日以前の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
	3) 3日目にあたる日以前の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除(当日9:30まで)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※取消し・変更は(株)JTB中部 津支店まで**FAX059-224-9831**にてお願いいたします。基準は受信日とさせていただきます。

(営業日基準 平日9:30~17:30 土日祝日は休み)

※お電話での受付は一切致しませんのであらかじめご了承ください。

※返金が発生の場合、上記取消料を差引き集会終了後に各都道府県の(一財)全日本ろうあ連盟傘下の聴覚障害者団体または(一社)全国手話通訳問題研究会支部へご返金いたします。

※集会当日の会場でのご返金は致しませんのでご了承ください。

## 5. シャトルバスの運行について

日程	運行時間	運行間隔	区間
8/21(金)	12:00~15:00	15~30分	白子駅⇄鈴鹿医療科学大学白子キャンパス(ピストン運行)
	16:00~18:00	〃	〃
8/22(土)	8:00~10:00	〃	〃
	16:00~18:00	〃	〃
8/23(日)	8:00~10:00	〃	〃
	12:00~15:00	〃	〃

## 6. 個人情報の取扱いについて

ご登録いただきました個人情報に関しまして、(株)JTB中部は今回の研究集会に係わる目的以外では利用しません。個人情報の管理は当社個人情報保護方針に基づき、適切な体制で臨んでおります。FAX到着後の個人情報の管理には充分注意をしておりますが、FAXを送信される際は、くれぐれも誤送信等ご注意ください。又、お手数ですが、FAXの着信確認のご連絡をお願い致します。今回の宿泊プラン、旅行企画実施を行うJTB中部との募集型企画旅行契約(第一講座)となり、弁当に係わる契約は、JTB中部津支店との手配契約となります。

## 7. ご旅行条件(要約) <宿泊プラン>

### ●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB中部(愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 観光庁長官登録旅行業第1762号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

### ●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 申込書に所定の事項を記入し、送付ください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

### ●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(もしくは当社が指定する期日までに)にお支払ください。又、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用等をお支払いいただく場合がございます。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日と致します。

### ●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、各箇所記載の金額を取消料として申し受けます。

### ●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻し致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

### ●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無に係わらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金：1500万円、入院見舞金：2～20万円、通院見舞金：1～5万円、携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)
- ・身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。<免責事項>

### ●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。又、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、又、死亡・後遺障害等を担保する為、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細につきましては、お問い合わせください。

### ●事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

### ●個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡の為に利用させていただく他、お客様がお申し込みの旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。又、大会運営に伴い大会主催事務局へ情報を提出し利用致します。

### ●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、平成27年4月1日を基準としております。又、旅行代金は、平成27年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出し  
ております。

## お申し込み・お問合せ先

「第48回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムinみえ～」係

〒514-0031 三重県津市北丸之内12番地 (株)JTB中部 津支店

総合旅行業務取扱管理者：湯浅 加介良／担当：金森尚子、三谷 隆二

TEL : 059-228-0203 FAX : 059-224-9831 営業時間：午前9：30～午後5：30

旅行企画・実施

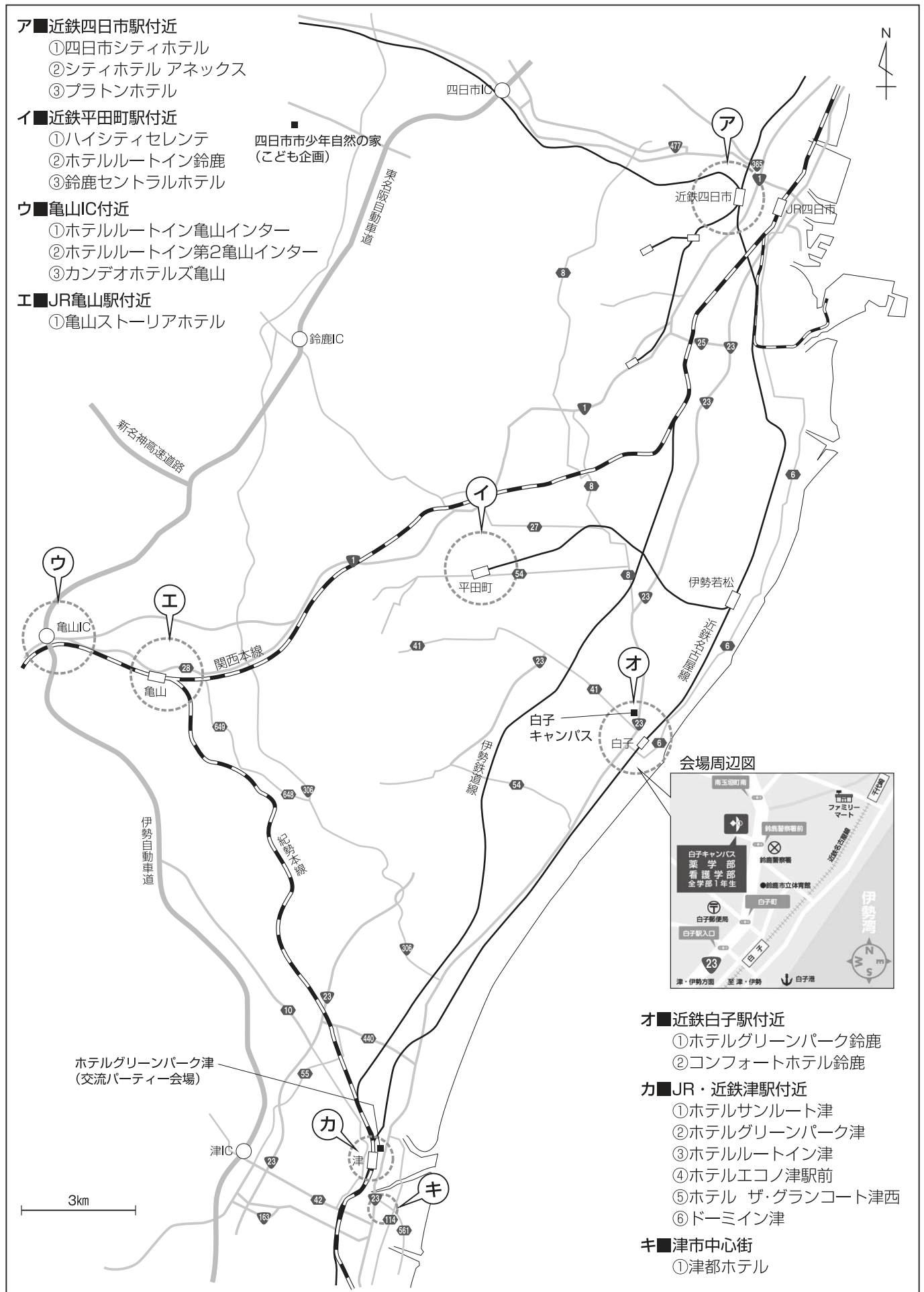
**JTB中部**

観光庁長官登録旅行業第1762号  
日本旅行業協会正会員  
名古屋市中村区名駅1-1-4〒450-0002





# 集会会場・宿泊施設





# 第48回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinみえ ～ 参加申込書(個人用A)

- 該当する欄に必要事項をご記入、または該当する項目を○で囲んでください。
- 各都道府県の(一財)全日本ろうあ連盟傘下の聴覚障害者団体または(一社)全国手話通訳問題研究会支部のご担当者様へ  
6月19日(金)までにお申し込みください。

ふりがな				性別	年齢	区分	所属
氏名				男 女	歳	健聴 聴障	ろう協 支部 一般
確認書送付先 ※アパート名等もお書きください	〒 (      —      )						
TEL/FAX	TEL (      ) —			FAX (      ) —			
確認事項	手話通訳	要約筆記	車椅子	盲ろう通訳・介助			
	希望する 希望しない	希望する 希望しない	使用する 使用しない	接近手話・触手話 その他 (      )			
特記事項							

- 参加希望講座または分科会の第1希望及び第2希望に○印をご記入ください。なお、申込者数が会場定員数を超えた場合は、第2希望になることがありますので、ご了承ください。

講座・分科会	テーマ	ろう協・支部		一般	
		第1希望	第2希望	第1希望	第2希望
第1講座	<お伊勢さん>	先行申込み			
第2講座	<入門講座>				
第3講座	<人と地域が輝く>				
第4講座	<運動・福祉>				
第1分科会	雇用されている手話通訳者				
第2分科会	登録している手話通訳者				
第3分科会	地域で暮らす				
第4分科会	ネットワークづくり				
第5分科会	学習会や仲間づくり				
第6分科会	学習や手話通訳者等の養成				
第7分科会	手話通訳制度の現状や課題				
第8分科会	全国各地でのさまざまな取り組み				

----- 切り取り線 -----

領収書(兼・本人控え)

年 月 日

様

右記の通り第48回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinみえ～の参加費とそれに関わる諸経費を領収いたしました。

希望講座または分科会	
第1希望	
第2希望	

諸費用	集会参加費	円
	第1講座別料金	円
	交流パーティー参加費	円
	昼食弁当代	円
	こども企画参加料	円
	保育費	円
	宿泊	円
	合計	円

担当者名 :

印



## 第48回全国手話通訳問題研究集会～ サマーフォーラムinみえ ～ 参加申込書(個人用B)

●該当する欄に○印及び必要事項をご記入の上、申込金額を算出してください。

参加申込内容									
項目	概要						費用	○印	申込金額
集会参加	全日ろう連または全通研の会員						6,000円		円
	上記以外(一般)						9,000円		円
第1講座	第1講座希望者のみで集会参加費とは別に必要です。交通費、昼食、見学料等を含んでおり、下記の昼食弁当のお申込みは必要ありません。						7,000円		円
交流パーティー	8/21(金) ホテルグリーンパーク津						8,000円		円
昼食弁当	8/22(土) お茶付						1,000円		円
子ども企画	①	氏名	男・女	小・中 学年	聴・健	参加 回目	10,000 円		円
	②	氏名	男・女	小・中 学年	聴・健	参加 回目	10,000 円		円
保育	8/21	氏名	男・女	歳	ヶ月	聴・健	500円		円
	8/22	氏名	男・女	歳	ヶ月	聴・健	500円		円
	8/23	氏名	男・女	歳	ヶ月	聴・健	500円		円
宿泊 (JTB津支店からの決定通知に添ってご記入ください)	宿泊日	ホテル名				ツイン時の同室者名			
	8/20 (木)								円
	8/21 (金)								円
	8/22 (土)								円
合計									円

●ツインを申し込まれた方は必ず同室者名をご記入ください。

各都道府県の(一財)全日本ろうあ連盟傘下の聴覚障害者団体、 または(一社)全国手話通訳問題研究会各支部の確認印	
--	--